動画にてお話しした廃棄物に関する各種法令、通知など

以下 e-gov 法令検索より抜粋(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二条 (定義)

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類そ の他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 略

以下環循規発第 18033028 号 平成 30 年 3 月 30 日より抜粋

(https://www.env.go.jp/content/900479531.pdf)

廃棄物該当性の判断について

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物

の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。(中略)

ア物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準(例えば土壌の汚染に係る環境基準等)を満足すること、その性状について J I S 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲 渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。したがって、単に占有者 において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物 に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の 基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的 な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当する ものと判断されること。なお、占有者と取引の相手方の間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、 廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木く ず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥(汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理(堆肥化)した物)、 建設汚泥処理物(建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物)等、場合によっては必ずしも市場の形成が 明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、 当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判 断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該 当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の取扱い、個別の 用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途にお いて一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に 供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処 理産業廃棄物に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が 中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲 渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

野積みされた使用済みタイヤの適正処理について

公布日:平成12年07月24日

衛環 65 号

(各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

廃棄物の定義については昭和四六年一〇月二五日付け環整第四五号により通知しているところであるが、 最近、廃棄物である使用済みタイヤを有価物等であると称して野積みすることにより、生活環境保全上の支 障が生じている事案が多く発生している。

野積みされた使用済みタイヤは、蚊、はえその他の害虫の発生源となるなど生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障を生ずるおそれがあることから、廃棄物行政を主管する貴職におかれては、これらの事案に対して廃棄物の適正な処理を実施するため、左記事項に留意の上、措置命令等の行政処分をもって厳正に対処されたい。

記

- 一 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、 これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思 等を総合的に勘案して判断すべきものであること。
- 二 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思であること。
- 三 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、 廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。
- 四 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされている場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせるなどして、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思を判断すること。
- 五 使用済みタイヤが廃棄物であると判断される場合において、長期間にわたりその放置が行われているときは、 占有者に適正な保管であることを客観的に明らかにさせるなどして、客観的に放置の意思が認められるか否かを 判断し、これが認められる場合には、その放置されている状態を処分として厳正に対処すべきこと。

以上

以下環境省 HP「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について 公布日:平成 12 年 07 月 24 日 衛産 95 号」より抜粋(https://www.env.go.jp/hourei/11/000326.html)

野積みされた使用済みタイヤの適正処理について

公布日:平成12年07月24日

衛産 95 号

(各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対 策室長通知) 標記については、本日付け環整第六五号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長名で通知したところであるが、なお、左記事項に留意の上、野積みされた使用済みタイヤの適正処理の確保に遺漏なきを期されたい。

記

- 一 前記通知四における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げることができること。
- (一) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土止め、セメント原料又は燃料として利用するなど使用済みタイヤを自ら利用するものであって、これらの目的に加工等を行うため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。
- (二) 前記(一)のとおり利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するものであって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。 二 前記通知五における「長期間にわたりその放置が行われている」とは、概ね一八〇日以上の長期にわたり乱雑に放置されている状態をいうものであること。
- 三前記通知五における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げることができること。
- (一) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土止め、セメント原料又は燃料として利用するなど使用済みタイヤを再生利用するものであって、これらの目的に加工等を行うため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。
- (二) 前記(二)のとおり再生利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するものであって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。

以上